

京都市告示第 299 号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から14日間一般の縦覧に供します。

平成17年8月24日

京都市長 榊 本 頼 兼

道路の種類 市 道

供用開始の期日 告示の日

路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新別	延 長	敷地の幅員
山科四ノ宮緯 11号線	山科区四ノ宮奈良野町69番地の14地先から 同町68番地地先まで	旧	メートル 7.40	メートル 1.35
		新	7.40	6.96 ~ 7.15
吉祥院西緯13 号線	南区吉祥院這登中町14番地の14地先から 同町19番地地先まで	旧	18.20	5.95
		新	18.20	6.00
榎原緯36号線	西京区榎原上池田町18番地の17地先から 同区榎原中垣外町4番地の1地先まで	旧	35.00	4.01 ~ 4.54
		新	35.00	4.13 ~ 6.15
日野経61号線	伏見区日野谷寺町12番地の12地先から 同町14番地の1地先まで	旧	38.70	6.10 ~ 6.74
		新	38.70	7.38 ~ 7.44

日野経63号線	伏見区日野西風呂町3番地の3地先から	旧	17.80	14.00 ~ 18.40
	同町1番地の12地先まで	新	16.20	14.00 ~ 18.40

(建設局道路部道路明示課)